

貧困率15.7%-さて、この意味は？

長妻厚生労働大臣 = この数値踏まえ、貧困解消に取り組む

年収一四万円以下を解消するのが当面の課題？ 生保は年収一四四万円

貧困率の改善は、生活保護の活用から

10月20日朝日新聞夕刊に、「貧困率を政府として初めて公表」という記事がありました。

で、それは何を意味していて、われわれにどう関係するのかわかりませんが、まず、「なぜ、政府として初めての公表」なのか、ということですが、

今回公表されたのは、国民生活基礎調査をもとに算出された「相対的貧困率」というものです。

国民生活基礎調査は1986(昭和61)年から3年ごとに大規模調査が行われており、今回公表の貧困率は、98年以降の3回分が公表されています。

ということは、貧困率は、随分前から把握できる状態であったにもかかわらず、これまでの政府自民・公明政権は正式に発表したことがなく、民主党政権になって、初めて公式に発表されたということになります。

「相対的貧困率」は、調査対象となった世帯の所得を、世帯人数に振り分けて高い順に並べたときの、人数でちょうど真ん中の人の所得(今回は228万円)を基準に、その半分に満たない人の割合を示す、と記事では紹介されています。

ようするに、一つの経済・文化的なまとまりで括られる社会(地理的には、日本という地域社会)の中で、「普通」に生活できる人の収入を、所得の低い順から一番高い人まで並べた時の、ちょうど真ん中あたりの人の収入額であると見て、その人の半分(今回の場合は114万円)に満たない収入しかない人は、その社会では、あらゆる面で不利益を被る存在である、貧困状態にある人と認定するということになります。

経済的尺度で、社会活動のあらゆる面で不利益を被る存在が把握されると言うことは、具体的に是正が求められる根拠となります。

そんなまどろっこしいことしなくても、いつの世にも貧乏人はいたし、貧乏ゆえに社会生活上の制約を受け続けてきたことはわかりきったことではないか、ということですが、それを数量的に把握し、施策対象の範囲を明確にすることは、対策を具体化しやすくなりますし、改善度も点検しやすくなります。

それがいやで、これまでの政府自民・公明政権は公式に発表しなかったのです。今回、民主党政権になって、初めて公式に発表されたということは、今後の成り行き次第ですが、貧困に対する取り組みの決意表明としては、歓迎されると思います。

ところで、大阪の単身世帯の生活保護費は、家賃を4万2千円として、月額約12万円です。年間所得にして144万円。今のところ、貧困率を改善するには、生活保護の活用がもっとも効果的であるということになりそうです。

話は変わりますが、定額給付金の申請受付の終了日が間近に迫っています。大阪府は、11月2日です。

毎日新聞によれば、全国18政令市で約59万世帯がまだ給付金を受け取っていない、そうです。

大阪府が最も多く、支給対象世帯の約7%にあたる9万7千世帯が、申請すらしていない状態だといいます（10月16日段階で）。

大阪市の未申請の世帯の内、1万9千世帯は、居住地も把握されず、連絡が取れない状態だそうです。この1万9千世帯は、住民票の職権削除の対象ともいえます。

釜ヶ崎だけでなく、大阪府全域で、定額給付金を受け取れる状態にない人が、多数に上っていることが分かります。

話を、貧困率に戻すと、計算の基礎は「国民生活基礎調査」です。大阪市の居住地も把握されない1万9千世帯や、夜間宿所利用

者・野宿生活者は、計算の中に入っていないと。ということは、貧困対策から抜け落ちる可能性があります。個人個人の自主的な努力が必要

です。11月中に、生活保護の活用に取り組みましょう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は11月2日

日までのです。
10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。